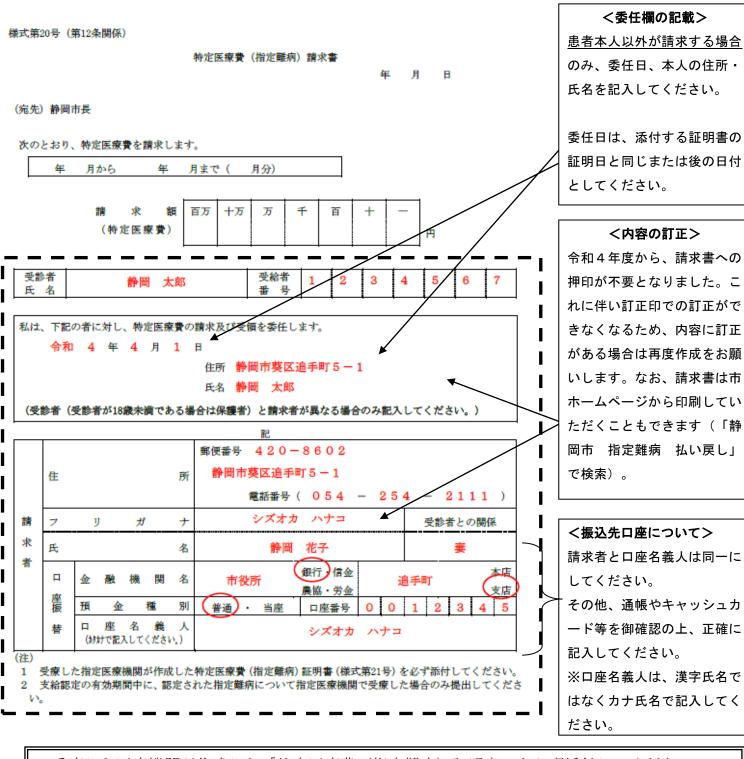
記載例(患者様向け)

静岡市版

点線で囲まれた部分(3つの欄)について、記入漏れがないようにお願いいたします。(ただし、真ん中にある委任の欄は、委任しない場合は不要です)



- ・受療した医療機関が作成した「特定医療費(指定難病)証明書」を必ず添付してください。
- ・同一月内で、証明書を記載した分と負担上限月額管理票に記載した分がある場合は、該当月の 管理票のコピーも添付してください。
- 審査がありますので、証明書に記載された金額が必ず全額払い戻されるわけではありません。
- ・医療費が高額だった場合、市からの払戻しのほかに、加入する医療保険から高額療養費の支給 を受けることができる場合があるので、加入する医療保険の保険者にお問合せください。